

1855 年安政江戸地震と史料

矢田俊文（新潟大学人文学部）

歴史地震の規模を導き出す家屋倒壊率について、従来の研究は〔(全潰戸数) + 0.5 × (半潰戸数)〕を全戸数で除したものをパーセントで示し、これを家屋被害率としている。しかし、これは半潰がどのような被害の状態を示すのかについて検討した上で提案されたものではない（矢田 2016）。また、一つの文書に村の家数と潰家数が記載される良質の史料であっても、半潰の軒数について明確に記されない場合がある。たとえば、村数 52 か村の被害状況を示した良質の被害報告書である安政 2 年（1855）10 月付けの「大地震ニ付潰家其外取調書上帳 幸手領村々」では半潰の被害項目がない。半潰の被害項目がはじめからない史料と半潰の被害項目がある史料を同じ基準で被害率を求めると、地震規模は不正確となり、歴史地震を正しく評価することができなくなる。これまでの安政江戸地震の検討は史料解釈に無理があり、分析や評価は正しくない。

中村・松浦 2011 によると、安政江戸地震の中心は江戸中心部と武蔵国葛飾郡幸手領（埼玉県幸手市とその周辺地域）の 2 つに分かれている。しかし、幸手領の家屋倒壊率（家屋全壊率）は 0.3 パーセントであり、幸手領（埼玉県幸手市とその周辺）を安政江戸地震の中心地のひとつと理解することはできない。広域の地震被害を検討するときには、家屋倒壊率を導き出すためのものとして半潰軒数は使用しない方がよい。家屋半壊率を含めず家屋全壊率のみをもって家屋倒壊率を考えることが妥当であると考えられる。

中村・松浦 2011 が検討を行った「大地震ニ付潰家其外取調書上帳 幸手領村々」については、同史料に記載される「潰家同様」等の項目の解釈については、幸手領平須賀村の被害報告書（加藤 2006）をふまえて解析する必要がある。この史料によると、平須賀村の「潰家同様」18 棟は、潰家数（世帯数）ではなく、棟数（建物数：小屋・蔵・家屋）であり、家屋倒壊率を導き出すための被害数にはならない。家屋被害数は皆潰の被害数だけを使用すべきである。幸手領の全壊家屋倒壊率は 0.3 パーセント（総潰家 17 軒／総家数 5051 軒）である。よって、幸手領（埼玉県幸手市とその周辺）は 1855 年安政江戸地震被害の中心の一つとは考えられない（矢田 2017）。

他の地域も潰家数（全壊家屋数）によって家屋倒壊率を導き出す必要がある。武蔵国橘樹郡川崎領（神奈川県川崎市川崎区・横浜市鶴見区）については、安政二年十月地震領中村々潰家破損取調書上帳控（横浜開港資料館所蔵添田家文書）から家屋倒壊率を導き出せる。同史料は川崎領 15 か村の被害状況が記される。この 15 か村の家屋の全壊率（皆潰 21 軒/家数 1726 軒）は 1.1 パーセントである。この家屋倒壊率からみると、川崎領も安政江戸地震被害の中心地ではない（矢田 2017）。

鈴木平九郎の「公私日記」によると、日野宿寄場組合四十四か村（東京都日野市・立川市・昭島市・多摩市・八王子市ほか）は蔵の壁、屋根の被害はあったものの、潰家・半潰家はなかった。武蔵国多摩郡柴崎村（東京都立川市柴崎町など）の名主を務めていた鈴木平九郎は、地震が起こった 2 日後に布田五か宿（東京都調布市）から甲州街道を通り江戸に向けて出発する。途中の代田橋は半崩となっていて、代田橋（東京都世田谷区、代田橋駅そば）付近から江戸市中にかけて被害が大きかった。布田宿から代田橋までは被害の記述はない。被害の大小の境界が代田橋付近の可能性が指摘できる（村岸・矢田 2016）

幸手領（52 か村）・川崎領（15 か村）のような広域の被害報告書を詳細に検討することにより、全壊家屋倒壊率を導き出すことができる。また、「公私日記」のような史料を詳細に検討すると、安政江戸地震の被害が大きくなる境界を確定することができる。

前近代の地震研究では、史料とその詳細な検討が必要である。また、半潰・大破など、被害報告書に記される用語がいかなる内容を持つのかを検討することも重要である。